

令和 7 年 度

第 1 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和7年度 第1回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 令和7年8月5日(火) 午後2時00分～午後3時37分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 17名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

佐藤 晋一、鈴木 知子、関 洋一、高橋 潤一郎、西田 修三、山並 恵子

(欠席 藤野 貴志)

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

佐藤 博、上原 正美、安藤 浩徳、天野 加奈子、足立 朋子

(欠席 中島 裕美、近藤 誠)

ウ 公益代表委員

◎小泉 純二、○星野 あつし、かわすみ 雅彦、渡辺 てる子、島田 拓、

本橋 秀次

(欠席 今井 伸)

エ 被用者保険等保険者代表委員

(欠席 池島 拓、上田 耕一)

(2) 事務局

区民部長、収納課長、国保年金課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

- (2) 委員紹介
- (3) 保険者代表挨拶
- (4) 会長、会長代理選出
- (5) 会議録署名委員選出
- (6) 練馬区の国民健康保険制度の概要
- (7) 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 国民健康保険料の収納状況について（資料1）
 - イ 令和6年度訪問服薬健康相談事業の実施状況について（資料2）
 - ウ 国民健康保険高額療養費資金貸付および出産費資金貸付の廃止について（案）（資料3）
 - エ 子ども・子育て支援金制度について（こども家庭庁）（資料4）
 - (2) その他

7 配付資料

【資料1】	国民健康保険料の収納状況について
【資料2】	令和6年度訪問服薬健康相談事業の実施状況について
【資料3】	国民健康保険高額療養費資金貸付および出産費資金貸付の廃止について（案）
【資料4】	子ども・子育て支援金制度について（こども家庭庁）

8 会議の概要と発言要旨

【区民部長】

ただいまより、令和7年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。ご多用のところ、また暑い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。桐生市では40度を超え、練馬区でも39.1度を記録しております。適宜水分補給をお願いいたします。

申し遅れました。私、区民部長の枚田と申します。何卒よろしく願い申し上げます。

それでは議事を進行いたします。初めに事務局より出席状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。ただいまの出席者数は16名でございます。これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は6名の委員より欠席の連絡をいただいております。また、A委員から遅参のご連絡を受けております。

次に、本日机前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

— 配布資料の説明 —

なお、本日は会議録用に録音させていただきます。ご発言は、お近くのマイクをご使用いただきますようご協力をお願いいたします。ご発言するタイミングでスイッチをオンにいただき、ご発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。

事務局からは以上です。

【区民部長】 ありがとうございます。

本日の運営協議会についてですが、規則により会長が議事を進行することと定められております。しかし、委員の改選に伴い、現在会長職が空席となっております。そのため、会長選任までの間、事務局の国保年金課長が司会を進行させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは国保年金課長、お願いいたします。

【国保年金課長】 改めまして、皆様、こんにちは。国保年金課長をしております山崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。ただいま部長から説明がありましたとおり、会長選任まで事務局として司会進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次第2、委嘱状交付でございます。委嘱状につきましては、皆様の机前に置かせていただきましたので、ご確認のほどをお願いいたします。なお、委嘱期間でございますが、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、次第3、委員紹介です。今回は改選後初の運営協議会でございますので、名簿順にご紹介をさせていただきたく思います。私からお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をいただきまして、一言いただけたらと存じますので、よろしくをお願いいたします。

— 委員紹介 —

【国保年金課長】 続きまして、次第、保険者代表挨拶でございます。本来であれば、保険者を代表して練馬区長がご挨拶申し上げるところですが、公務が重複したため、本日は区民部長からご挨拶をいたします。

【区民部長】 改めて皆様、こんにちは。区民部長の枚田でございます。僭越ながら、保険者代表として一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は本当にご多用のところ、また暑い中、ご出席、誠にありがとうございます。今回から新しい任期が始まります。このたび皆様方には、当協議会の委員をお引き受けいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

練馬区国民健康保険運営協議会は、地方自治法第202条の3で規定します附属機関でございます。そして国民健康保険法第11条の2項に基づきまして、練馬区国民健康保険条例で区長の附属機関として、この当協議会を設置しております。

所掌事項は、国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること、療養の給付の充実及び改善に関すること、保険料の賦課・徴収方法に関すること、このほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項となっております。

国民健康保険制度につきましては、加入者の高齢化や医療の高度化などによりまして、医療給付費が増大しております。厳しい財政状況の中、国保財政の健全化と安定的な運営を図るため、平成30年度に大きな改正がございまして、財政運営の責任主体は都道府県に、そして区市町村は資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業、こちらを担うということとなりました。制度の概要につきましては、後ほどまた説明させていただきます。

さて、今年度は例年ご検討いただいている事案のほかに、新たな事案がございまして、来年度創設される子ども・子育て支援金制度です。子ども・子育て支援金を、各種医療保険料と合わせて賦課・徴収することとなっております。国保においても今年度中に保険料率を東京都と協議して、また特別区の対応方針を決定していく、そのようなこととなっております。皆様方のご意見を伺い

ながら、国民健康保険事業の安定した運営に努めてまいりたいと思っております。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ3年間よろしく願いいたします。

— 事務局紹介 —

【国保年金課長】 続きまして、次第5、会長及び会長代理の選出でございます。

ご案内は区民部長からいたします。

【区民部長】 それでは、会長及び会長代理を選出いただきたいと思います。会長及び会長代理につきましては、運営協議会の規則第4条で、公益代表の委員の中から選出することとなっております。本日は委員の改選に伴いまして、改めて会長及び会長代理の選出をお願い申し上げます。

それでは、会長の選出に入ります。公益を代表する委員の中からの選出となりますが、立候補または推薦の声をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【上原委員】 区民部長。

【区民部長】 上原委員、お願いします。

【上原委員】 練馬区歯科医師会の上原でございます。これまでの経験と実績のある小泉委員をご推薦申し上げます。

【区民部長】 ありがとうございます。

今、会長に小泉純二委員の推薦をいただきましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区民部長】 小泉委員もよろしいでしょうか。

【小泉委員】 はい。

【区民部長】 それでは、ご異議がないようですので、会長は公益代表委員の小泉純二委員に決定させていただきます。

それでは、国保年金課長、司会進行をお願いいたします。

【国保年金課長】 それでは恐れ入ります、小泉委員、会長席へご移動のほうをどうぞよろしくをお願いいたします。

(小泉委員会会長席へ移動)

【国保年金課長】 運営協議会規則第6条によりまして、協議会の議長は会長が当たるということとなっております。この後、会長に就任されました小泉会長のほうからご挨拶をいただきました後、議長として進行をお願いしたく存じます。事務局の司会進行へのご協力、皆様ありがとうございます。

それでは、会長、ご挨拶とこの後の進行を、どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】 改めて皆さん、こんにちは。本当にお暑い中、こうして大勢の皆さんにご参集いただきましてありがとうございます。

今回また会長にご推薦をいただきましてありがとうございます。いろんな意味で、私自身もまだまだ勉強が足りないと思っております。皆さんと同じように一から勉強し直すつもりで、そしてこの会の運営につきましても、自由で闊達な意見交換ができるように頑張らせていただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから少し暑く思っておりますので、上着を脱いで失礼させていただきます。ほかの方で上着を脱がれる方、どうぞ遠慮なく、楽な姿勢になられますようによろしくお祈りいたします。

それでは大変恐縮ですが、着座のまま司会を務めさせていただきます。議長として努力をさせていただきます。

初めに、会長代理をお選びいただきたいと思います。選出方法についてご意見が皆さんのほうからございますでしょうか。もしなければ、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、会長代理につきましては、星野あつし委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご異議がないようですので、会長代理を、公益代表委員の星野あつし委員と決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、会長代理、星野委員からご挨拶をお願いいたします。

【星野委員】 ただいま会長から、また皆様からご選任をいただきました星野あつしでございます。またこの3年間、持続可能な国保運営となっていくよう、議事進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

引き続きまして、会議録の署名委員の選出がございます。当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には議長及び2人以上の委員が署名するものとなっております。この署名委員2名の選出でございますが、私にご一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます、私のほうから選任をさせていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出させていただいているようでございますので、被保険者代表の関洋一委員と、保険医・保険薬剤師代表の佐藤博委員、このお二方にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 お二方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、練馬区の国民健康保険の概要についてでございます。報告事項に入る前に、今回、委員の改選後、第1回目の運営協議会でございますので、練馬区の国民健康保険制度の概要について、国保年金課長から簡略な説明をお願いできればと思います。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 国保年金課長、お願いします。

【国保年金課長】

— 練馬区の国民健康保険制度の概要について説明 —

【会長】 ご苦勞さまでございます。

ただいま説明いただいた件について、何かご感想等も含めてありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事のほうに入らせていただきたいと思います。

なお、本日は報告事項が4点ございます。また今回は、会の終了時刻をおおむね15時45分を目途に進めたいと思いますので、皆様のほうで進行にご協力をいただければ幸いです。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

初めに、報告事項、アについて説明願います。

【収納課長】 収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】

— 報告事項アの説明(資料1) —

【会長】 ご苦勞さまでした。

ただいま国民健康保険料の収納状況についての報告をいただいたわけですが、報告いただいた内容につきまして、何かご意見、ご感想などございましたら、ご発言をお願いいたします。

B委員どうぞ。

【B委員】 ご報告ありがとうございます。すばらしい収納率と、その収納対策についての具体的なご説明もいただきました。本当に効果的だと思います。今後さらに収納率はアップするのではないかなという期待が増す状況でございます。ご検討、本当に敬服いたします。

さらに、お伺いしたいのですが、未納対策のAI活用というところですが、それについてお教えいただけますか。

【収納課長】 会長、収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 こちらの未納対策支援AIは、昨年練馬区が全国で初めて導入をいたしました。それもそのはず、練馬区が民間事業者に共同開発、提案を行ったAIになります。

AIには主に2つの機能がございます。

1つ目は、財産調査を支援するAIです。これは、未納者ごとにどの金融機関に預金がある可能性が高いかを、従来は徴収職員の長年の経験に基づいて調査していたところを、AIが対象者の特性を解析することで、瞬時に候補を提示してくれるというものです。これにより、短時間でかつ高い精度で業務を遂行することが可能となっております。

2つ目は、滞納者と職員との担当を割り振る、いわゆる「マッチングAI」です。徴収業務に携わる職員には、異動してきた職員や新規採用の職員、そしてベテラン職員など、さまざまな経験レベルの者がいます。一方、未納案件にも、比較的容易に解決できるものから、対応が難しいものまで幅広く存在します。

このAIでは、職員の経験やスキルに応じて案件を割り当てることで、適切な人材配置が可能となり、人材育成の促進や、進捗が滞っている案件への的確な指導がしやすくなるなど、業務全体の底上げを図る工夫がされています。

これら2つのAIを活用し、昨年度は業務改善に取り組んでまいりました。

以上です。

【会長】 B委員、どうぞ。

【B委員】 ありがとうございます。AIの活用については、一般的には「人材や業務の簡略化」といったイメージが先行しがちですが、実際にはそれだけではなく、むしろ精度の向上や人材活用・人材育成にもつながるものであるというご説明であったかと存じます。私としても、非常に素晴らしい取り組みであると感じております。

そこで、もう一点お伺いしたいことがございます。先ほどのご説明の中で、外国人の方も制度に

加入されているとのお話がありました。言語や文化的背景が異なる中で、対応にあたってはさまざまな工夫やご配慮が必要になるかと存じます。その点について、具体的な取り組みやご経験などがあれば、ぜひお聞かせいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

【収納課長】 収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 近年、外国籍の方からの転入届出が増加しており、それに伴い国民健康保険への加入者数も増加傾向にあります。国民健康保険制度は、日本独自の制度であり、非常に優れた仕組みであると考えております。

加入手続きの段階では、国保年金課において制度の概要をご案内し、医療機関を受診する際には自己負担が3割であることなどをご説明しております。言語の壁がある場合には、通訳ボランティアの方を介した対応や、翻訳機能付きタブレットを活用するなどして、円滑な案内に努めております。

また、万が一保険料の滞納が発生した場合には、当課から送付する封筒に日本語のみならず、5か国語で案内を記載して、相談にお越しいただけるよう配慮しております。

私たちは、まず未納が発生しないよう制度の丁寧なご案内を心がけるとともに、万が一未納となった場合には、相談者の声に真摯に耳を傾け、適切に対応することを大切にしております。

以上です。

【会長】 B委員、いかがですか。

【B委員】 ありがとうございます。適切な対応をしていただけるということを伺いました。ありがとうございました。

私からは以上でございます。

【会長】 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

【C委員】 公募委員のCと申します。よろしく願いいたします。

この収納状況の中で、令和6年度と令和5年度分の不納欠損額が、大分数字に差があるのかなと思いますが、その辺の分析をどのようにしていらっしゃるかということと、この表全体の中で、まだ始まって1年の未納対策支援、AIの関係なのですけれども、何か成果が数字に見えるところがありましたら教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【収納課長】 収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 不納欠損額につきましては、令和6年度の現年分で約7,000万円、滞納繰越分を含めると約3億円となっており、金額に大きな差が見られます。

現年分に関しては、国民健康保険料の徴収権の時効が2年と定められているため、時効の適用はなく、財産調査の結果、滞納処分が不可能と判断された場合には、滞納処分の停止が行われます。

一方、滞納繰越分につきましても、財産調査の結果、滞納処分の停止が行われたものや、徴収権の時効が過ぎてしまい徴収が不可能となったものが含まれております。そのため、滞納繰越分の不納欠損額が多くなる傾向がございます。

また、前年と比較しても、全体で約4,800万円の増加が見られます。これは、AIの導入により財産調査がよりきめ細かく実施された結果であり、これまで把握できなかった財産が判明し、差押え件数が増加している一方で、財産が存在しないことが明確となり、滞納処分の停止に至ったものもございます。これまで判断が難しかったグレーゾーンの案件について、白黒が明確になったことにより、収納額の増加とともに不納欠損額も増加しております。

このような状況から、徴収業務の適正化が一層進展したものと理解しております。

以上です。

【会長】 C委員、いかがですか。

【C委員】 大変よく分かりました。ありがとうございました。

【会長】 ほかの委員の方はいかがでしょうか。この件に関してはよろしいですか。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

報告事項、イをお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 国保年金課長、お願いします。

【国保年金課長】

— 報告事項イの説明(資料2) —

【会長】 ご苦労さまです。

ただいま、令和6年度訪問服薬健康相談事業の実施状況について報告をいただいたわけでございます。この点について、何かご意見等ございましたらお願い申し上げます。実施に当たってご協力いただきました薬剤師会の先生方、いかがでしょうか。

それでは、D委員、お願いします。

【D委員】 Dです。よろしくをお願いいたします。

先ほど課長の山崎様のほうからご報告がありましたが、今年度は参加者の数が少し少なくなってしまったという現状になっております。しかしながら、その相談内容に関しましては、お薬だけではなく、生活面といったところのお悩みを相談された方もおりまして、そちらに関しまして関係機関につなぐといったことも関わることができました。

今後、私たちがこの事業を行っていく上で、様々な職種の方、そして区民の方々に、このような事業を行っているということを周知していかなければならないなど実感しております。今年度、また継続して行わせていただきますが、適正受診や医療費の削減ということが目的ではありますが、また区民の皆様が安心して相談できる場所として、薬局、薬剤師が一つ候補に挙げればよいなど感じております。

また、少し話はそれてしまいましたが、先ほど圧着はがきのほうに特定健診のご案内ということで、そちらのほうにご案内させていただいているというお話をしていただきましたが、こちらの特定健診の受診率を上げるために、私たちは何ができるかと少し考えてみました。薬局に来られている患

者様に関しましては、投薬時とかに特定健診についてご案内することもできると思いますし、あとは、区で行っております講演会とかイベントといったところで、区民の皆様にも、特定健診を受けるための安心感というか、その大切さというものをお伝えしまして、もちろんやっていただくのは、医師、歯科医師の先生方でございます。そちらの受診率を上げるために、私たちができることといったらそれぐらいしかないのですが、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。この件に関しても、議会の中でも議論になっておりました重複・頻回受診、そうした点も含めて何とか解決策をとるところから、事業が開始されたかなというふうに思っております。ぜひ初発の問題意識を継続して、事業を発展させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

E委員どうぞ。

【E委員】 訪問服薬健康相談事業の実施をするときに、13万人程度いらっしゃる被保険者の中から、多数の処方薬や受診記録がある方を選択されるわけですが、その具体的な選択の仕方はどのように行うのでしょうか。

【国保年金課長】 ご質問ありがとうございます。国の指針を基に抽出条件というのを、区として定めてございます。その中でやはり一番多いのは、いわゆる多剤・多量投薬の対象者が多くなっております。具体的に抽出条件でございますが、同一の月に15剤以上の処方がされている、あるいは3か月以上も処方がされている、そういった方を抽出するというのが一つの条件でございます。

そのほかにも、3か月続けて同一の薬、あるいは同一の効き目のある薬を複数処方されている、あるいは3か月続けて、1か月に同一の医療機関を15回以上受診されている、そういった方を抽出し、この対象者をセレクトしている、ということを国保では行っているところでございます。

【E委員】 分かりました。

【会長】 よろしいですか。

ほかにご意見等はいかがでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。

次が報告事項、ウですね。よろしくお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 国保年金課長。

【国保年金課長】

— 報告事項ウの説明(資料3) —

【会長】 ご苦労さまでした。

ただいま、国民健康保険高額療養費資金貸付および出産費資金貸付の廃止についての案、この件の報告をいただいたわけでございます。諮問にかかる前に、この会にて事前に報告をさせていただいたということで、ただいまの内容につきまして、何か感想、ご意見等ございましたらお願いいたします。F委員どうぞ。

【F委員】 今回の貸付制度の廃止により、従来の制度では対象となっていた方々が、制度の変更によって支援の対象から漏れてしまうのではないかという懸念があります。特に、高額療養費資金貸付制度については、限度額適用認定証の制度が開始されて以降、利用件数が非常に少なく、正確には、外来における限度額適用認定証の制度が始まった翌年に、1件のみの利用が確認されています。この理由を教えてください。

【国保年金課長】 先ほど申し上げましたとおり、「貸付制度」につきましては、認定証の制度の整備が進むにつれて利用件数が徐々に減少してまいりました。令和5年度においては、利用件数がゼロとなっております。また、認定証の発行件数も減少しています。

この主な要因の一つとして、「オンライン資格確認」の導入が挙げられます。医師会、歯科医師会、薬剤師会の皆様には、この新たな国の制度への対応にご尽力いただきました。オンライン資格確認の仕組みにより、患者の限度額情報が医療機関側で確認可能となったことが、認定証の

利用減少につながっております。

この制度は令和3年度から導入が始まり、マイナ保険証の整備と併せて、医療機関に対して導入が義務付けられました。令和4年度には、多くの医療機関で整備が進められている段階であり、その過渡期において一部貸付が発生したものと認識しております。

【会長】 F委員どうぞ。

【F委員】 そうすると、オンライン資格確認ができれば、全ての人が限度額を確認することができるということでしょうか。

【国保年金課長】 はい。原則そのように捉えてございます。ただ、今でも聞いてございますのは、それぞれの病院さんで、今までの限度額適用認定証も出してくださいというご案内もしていただいているところがございますので、引き続き限度額適用認定証も発行は続けておりますが、オンライン資格確認でも確認ができるということが整ってきたという状況です。

【会長】 F委員どうぞ。

【F委員】 オンライン資格確認については、全ての医療機関のほうにも既に導入されているのかということの確認と、限度額適用認定証については、滞納等の状況の中で、発行できない場合があるのでしょうか。

【国保年金課長】 オンライン資格確認につきましてはすでに義務化されており、ほとんどの医療機関において導入が進んでいるものと認識しております。

また、限度額適用認定証に関しましては、一部の自治体においては保険料の滞納がある場合に認定証の交付を停止する対応が取られているとの話も伺っております。

練馬区におきましては、滞納がある場合であっても、今後の保険料の納付について誠実な意思が確認できた場合には、認定証の交付が可能であるという国の規定に基づき、交付を行っております。

練馬区では認定証の交付を受けられない方が生じないように、適切に対応しているところでございます。

【会長】 F委員、まとめてください。

【F委員】 これで終わりますが、条例の規定上は、滞納がある場合には出さないけれども、ただし書だと。今、現実問題としては100%発行しているけれども、そうしない自治体もあるし、そういうふうに取り得るような記述になっているのが気になるところです。全ての人たちが漏れることがないような形でやっていただきたいということで、慎重に検討していただきたい、不利益を被ることがないようにしていただきたいとお願いして終わります。

【会長】 ほかにご意見ございますか。

【E委員】 お願いします。

【会長】 E委員。お願いします。

【E委員】 国民健康保険高額療養費資金と出産費資金というのは、基金のような形でプールしてあるということなののでしょうか。そして幾らぐらいプールされているのでしょうか。それで廃止になれば、それらは全部一般会計に戻ってくるということでしょうか。それだけお尋ねします。

【国保年金課長】 「国民健康保険(国保)」という制度は皆様ご承知のことと存じますが、特別会計に属するものであり、一般会計とは別枠で運用されております。

この貸付金につきましては、予算上は現在、比較的少額で計上しておりますが、必要に応じて国保会計内で繰り入れを行う形で対応しております。したがって、あくまでも国保会計の範囲内で賄う仕組みとなっております。

また、先ほど申し上げましたとおり、償還につきましては、後日支給される高額療養費や出産育児一時金等から充当する形となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【E委員】 ありがとうございます。

【会長】 ご苦労さまです。

ほかにご意見よろしいですか。

【国保年金課長】 会長、申し訳ございません。失礼いたしました。原則として国民健康保険会計(国保会計)は特別会計にて対応しておりますが、一部、一般会計において対応しているものも

ございます。

貸付金につきましては、一般会計の中で計上しているものでございます。

なお、基金として運用しているものではございません。

【会長】 ということで、E委員、よろしいでしょうか。

【E委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。それでは最後に、報告事項、エをお願いいたします。

子ども・子育て支援金制度ということで説明をお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】

— 報告事項エの説明(資料4) —

【会長】 説明をいただきました。何かご意見、ご感想等、これについてございましたら。

F委員どうぞ。

【F委員】 まず、加入者1人当たりの支援金額ということで、去年出された数字だというふうにお話がありました。これが具体的にどれぐらいの金額になるのかということは、いつ頃示されることになるのでしょうか。

【国保年金課長】 この数字の考え方についてご説明いたします。これは「1人当たり」という形で示されているものでございます。先ほど申し上げましたように、令和8年度においては、年額250円を12か月分として計算すると、3,000円程度になる見込みでございます。

参考までに申し上げますと、令和7年度の特別区における1人当たりの保険料につきましては、毎回ご提示しているものであり、本運営協議会においても、年明けに開催される第2回の会議にてご報告させていただいております。

令和7年度の1人当たり保険料につきましては、いわゆる40歳から64歳の方を除いた、若年層

および65歳以上の方には基礎分および後期支援金分を納めていただいております。その保険料は、1人当たり15万2,673円となっております。この金額に、先ほどの約3,000円が加算されるイメージで捉えていただければと思います。

ただし、これはあくまでも「1人当たり」の金額であり、実際の保険料はご承知のとおり、所得や世帯構成等により異なってまいります。したがって、まずは数値の捉え方として、ご理解いただければ幸いです。

また、今後の情報提供につきましては、国から「8月中には一定の情報を示したい」との意向が、市長会からの問いかけに対して示されたと伺っております。8月中に国からどのような情報が示されるかについては、引き続き注視し、適切に情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会長】 F委員どうぞ。

【F委員】 8月に示されると。事実上、保険料の上乗せになるということになります。毎年金額が引き上がっていくと。しかも加入者1人当たりの医療保険料額に対する割合としては、他の社会保険などと比べても、国保と後期が一番高いわけです。こうした制度を本当にやって良いのかというふうに思います。

それとは別の観点ですけれども、この子ども・子育て支援金については、国保と一体的に収納が行われるということになると思いますが、これに関する減免などは、国保に準ずる形で行われるのか教えてください。

【国保年金課長】 減免については、資料の中にも記載がございます。

6ページでございます。子ども・子育て支援金の賦課・徴収についてということで、国から、基本的な方向性ということが出されております。2つ目のポチでございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、いわゆる7割、5割、2割軽減といった軽減率、それから支援金額に一定の限度、上限措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施するということがございますので、今後国から具体的に

示されるものというふうに、私どもとしては捉えているところでございます。

それから、先ほど国保は割合が高いと、委員からご指摘がありました、8ページをご覧いただきたく思います。今、委員は、国民健康保険はパーセントで5.3ということでおっしゃったのかと思うのですが、その横を見ていただきますと、むしろ他の保険のほうが金額は高くとなっております。

他の保険に比べて国民健康保険は保険料が比較的低い中で、割合としては高くなっていますが、金額としては、抑えていただいているところかと思っております。

【会長】 F委員どうぞ。

【F委員】 分かりました。それで国の方ですけれども、今回のこの子育て支援金というのは、子ども未来戦略の加速化プラン、このメニューを実現するための財源だということです。それで、滞納があった場合などで、例えば子ども誰でも通園制度とか、様々なポスター製作を実施するということですけれども、利用できないなどのペナルティーということは発生する可能性があるのでしょうか。

【国保年金課長】 今回、国としては、子ども・子育ての支援を進めるという観点でございまして、滞納があるからペナルティーというお話は、聞いているところにはございません。

また、6ページの基本的な方向性の中にもう一つ示されておりますのは、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額については、10割軽減をすと言っておりますので、全世帯で子ども・子育てを応援していく仕組みであると認識しているところでございます。

【会長】 F委員、まとめください。

【F委員】 ペナルティーはないというご意見があったと思います。基本的にはそれでペナルティーになる、制度が利用できないということは、絶対にあってはならないというふうに思います。

それで国保についても公費を投入して、現実問題として減らしていますけれども、今でもやっているという状況です。この制度についても公費を投入して、自治体独自で軽減することはできるでしょうか。

【国保年金課長】 この子ども・子育て支援納付金の案分というところで、5ページをご覧いただ

ければと思います。国としてはこの施策を進めるに当たって、まず公費を投入する。その公費を投入するだけでなく、保険料として、皆さんにご負担をいただく、仕組みとなつてございます。

一方、今、委員がおっしゃつたような公費の投入というお話ですが、特別会計である国保会計に、一般会計からの繰入れですとか、国からの様々な拠出金とか、様々な別の公費を投入しています。基本的には国としての拠出金等は続くところですが、各区市町村における一般会計からの繰入れ縮減していくようにというのが、大きな流れとして言われているところでございます。

東京都も方針として示し、特別区も特別区長会として、その縮減を目指していくというところで保険料を設定する一方、保険料が急激に高くないようにということも考えながら取り組んでいるところでございます。今後出される国からの具体的な数値、そしてそれを基にした東京都からの納付金算定などを踏まえ、特別区としてしっかり検討していきたいと認識しているところでございます。

【会長】 そろそろまとめてください。F委員。

【F委員】 結局国は、自治体からの一般財源の投入については否定的という状況だと思います。その中で、国保や後期について負担率が高い設定になっているという状況は、本当に良いのかと思います。この加速化プランのメニューの中には、例えば出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が、もともと雇用保険の制度の枠内でのものだったのに、つまり雇用保険と国庫負担で賄われていたものを、結局支援金という形でお金を投入して、制度をする、国民に負担を強いるということになっています。

国保の被保険者である、例えば自営業者、フリーランスは、そもそも育休とかそういったものは利用できない人たちです。そういう人たちに負担を強いるということになるわけです。今回児童手当の拡充も行われるということですが、結局この支援金を入れて、今まであった自治体や国の、あるいは事業者負担の負担率を引き下げる、上積みではなく、負担率を引き下げるということをするのです。本当に今の物価高の下でこうした負担を増やすことが良いのかということについては、私たちは疑問です。

既にもう制度が国会で通ってしまったと。私たちとしては反対をしましたがけれども、こうしたものが

通ってしまった。私は、こうした保険料の引上げになるであろう制度については、やはり国に見直しを求めていくことが必要だし、時には緊急的に自治体の財源を投入して、しっかり負担軽減を図っていくことが必要だというふうに思います。ぜひそうしたことは検討していただきたいとお願いして終わります。

【会長】 ご意見として承ります。よろしいです。

ほかにはいかがですか。

B委員。

【B委員】 私からも1点だけ。今回のこの趣旨が、このこども家庭庁の資料にもあるように、「将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組み」ということでは、やはり少子化社会の克服では有効な手だてだということで理解はしております。

ですけれども、やはりまちの声としては、シングルで子供がおられない方もいらっしゃる。そうすると、少子化、少子化ということで、次々にいろんな名目で税金、社保を引かれていく、取られるばかりで受益感がない、私たちに何の見返りもないじゃないかという、非常に厳しいお声もいただいているのは確かです。

もちろんこの趣旨は立派ですし、全国民の問題でもあるとは思いますが、そういった方々のご心情も、いかに私たちはお応えできるかということが役割ですので、今すぐこの場でご回答を得るとするのは難しいかと思いますが、そういうこともご配慮いただいて、制度設計なり、あるいは周知をしていただければなという、あくまでも意見を出させていただくことでございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

ほかにはご意見はよろしいでしょうか。熱心にいろいろお話をいただきまして、議事としてはこれで終わりになります。

そのほかはその他になりますね。その他の前に、最後に部長から一言いただければと思います。

【区民部長】 ご審議ありがとうございました。一言ご挨拶させていただきます。

本日は様々な観点から貴重なご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。今後国保事業に活かしてまいりたいと考えております。

次回の運営協議会でございますけれども、先ほど課長からも話がありましたように、東京都との協議ですとか、それから特別区としての対応方針、こちらのほうを踏まえまして、保険料率などにつきまして皆さんに諮問させていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【会長】 ご苦労さまでした。

ほかになければ。

【国保年金課長】 会長、恐れ入ります。

途中からご参加いただきましたA委員に、一言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 はい。A先生、よろしいですか。

【A委員】 本日は、自分の公務のほうの関係で遅くなってしまって、大変申し訳ありません。前半のほうを少し聞き逃したことが多分にあって、聞けなかったもので、もし後ほど文書でいただければ目を通したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

後半のほうの子育ての部分に関しては、私は独り者なので、奥さんも子供もいないのですが、自分の意見では、決して子供がいなくて見返りが少ないとかというのはあまり思ったことがなくて、周りの患者さんになるのですが、皆さん、お子さんを育てている方が多くいらして大変だなというのが、見ても分かるので、いい制度であればどんどん進めていっていただければと思います。

すみません、以上で失礼いたします。

【会長】 急な締めで失礼いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の予定についてお願いいたします。

【事務局】 事務局です。次回の運営協議会は、令和8年2月下旬頃に開催させていただく予定です。次回は諮問事項があり、区の保険料率などについて具体的にご審議いただきたいと考え

ております。日時が決まり次第、ご案内をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、東京都の令和7年度国民健康保険運営協議会につきましては、第1回目が8月下旬に予定されています。この東京都の運営協議会のご報告につきましては、前年同様、委員の皆様には資料をお送りする形で情報提供させていただく予定です。

また、運営協議会委員となられた皆様には、令和8年1月、今度の1月の年始に予定しております練馬区の新年賀詞交換会にご出席いただくべく、秋頃に総務課からご案内状をお送りさせていただく予定です。事前に総務課へ皆様の氏名及び住所を提供いたしますが、もしこの住所の提供をご希望されない場合は、この会の本日のお帰りの際か、もしくは8月15日金曜日頃までに、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

席上にご用意いたしました資料のうち、運営方針のフラットファイルにつきましては、そのままお残してください。個別にご入り用の方は別途ご用意しておりますので、事務局までお申しつけください。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ご苦労さまでした。

それでは、以上で本日の日程は全て終了でございます。

その他、何かおっしゃりたいようなことは。

G委員、どうぞ。

【G委員】 Gでございます。お伺いしたいのが2点ございます。

1つは、子ども・子育て支援金ですけれども、結構私は年金事務所にいたときに、組合の健保つてありますけれども、そこがかなり拠出金というのを大量に出さざるを得ないということを、よく相談に来られた方がおられまして、独自で例えばIT企業だとか、保険料をあまり使わないのです。若い人が主におられるので。地方へ行きますと製造業が多いので。

そうしますとどうしても高齢者の方だとか、あと国保の加入者が多くなりますので、構造上、国保つて保険料が高くなるのは分かるのですけれども、独自で組合健保でいろんな努力をして、保険

料率を下げていたのですけれども、それを高くせざるを得ないということで、組合のほうからかなり突き上げがありまして、何でそんなことになるかという、組合で努力して保険料率を下げようとしても、協会けんぽもそうですけど、その下げた分、国保のほうにもう全部拠出金で取られてしまうと。何ら努力のかわがないということをよくおっしゃっていたのです。

今たまたまこちらの名簿を見ましたら、組合の健保の方もおられるのですかね。お伺いしたいのですが、やっぱり拠出金って負担になっていますか。組合の健保の方も来られていると思うので、お伺いしたかったのですが。

【区民部長】 本日組合の方々はお二人とも欠席です。

【G委員】 来られていないのですか。

【G委員】 そうでしたら一応その辺の配慮というのは、国保のほうとしては考えておられるのでしょうか。

【国保年金課長】 今お話があったのは、これまでの前期高齢者支援金や児童手当拠出金等のお話だと思います。

子ども・子育て支援金を含んで、保険者がどのような割合で担っていくかというのは、国で考えて、示されているところですので、今後、国から国保や組合さんそれぞれの負担割合は出される場所だと思います。私どもとしては、国から発出される様々な情報を基に、今後特別区としても保険料をどうするかというのを考えていきたい。

【G委員】 ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいのですが、私は実は、練馬区に60年間住んでいるのです。確かに私の中学校って10クラスあったのです。同学年で10クラスということは400人以上いたのです。今、小学校とかに行きますと、2クラスとか3クラス、下手すると1クラスというのがある。確かに少子化というのは考えていかなきゃいけないかなと思うのです。

子供のこの支援の給付金って、増えることはないと思うのですよ。ここ10年ぐらい少子化が進んでいってしまうので、子供の割合がそんな増えるわけではないので。ただ、医療の保険のお金と

いうのはどんどん増えていくと思うのです。

お伺いしたいもう一点は、今、国の厚労省と文科省が推進しているのが、未来にわたっての保険料を高くしないための水際で、下げる努力をするようにということを指導しているのです。実は私、埼玉県の教育委員会のほうから依頼を受けて、厚労省もそうなのですから、各学校でがん教育というのを始めています。これは厚労省と文科省が推進しているので、東京都もやらなければいけないのですけれども、悲しいことに練馬区はまだ1件もないですね。

こちらでその話を教育委員会のほうにしたら、とにかく学校が多いので、それも分かります。学校が多いので、なかなか手が進まないのですということをお聞きしたのです。どういうことをやっているかという、小中高校生に対して、がんという病気そのもの、それから早期発見することによって支払うお金が減るというのを考えて、今後は2人に1人ががんになるということを踏まえて、そちらのほうをどんどん今進めているのです。私も幾つか学校を回ってお話をさせていただいている状況です。

これを推進しているのが、埼玉県、四国の高知県、これぐらいのところはどんどんと今進めていて、各学校全域に対してやるということを行っているのですけれども、まず、こちらの国保とあまり関係ないと思うのですが、将来にわたっては、結局そのことによって医療費の削減を図るという意味で、例えばがんに関しては早期発見することによって、例えば手術しなければいけないところ、手術しないで済むというのがありまして、そのメンバーになっているのが、埼玉医大のある教授だとか、あと、薬剤師の人だとかも参加されているのですけど、その中でいろんな話合いをして、とにかくやっていかないことには保険料がどんどん上がっていただけだということで、推進しているのです。

例えば高校、女子校なんか行くと、子宮頸がんのワクチン、これをすることによって、90%以上、子宮頸がんになるのが減るのです。中学生からももうワクチンを打てるので、そういう話をさせていただいたりとか、とにかく保険料というか、お医者さんに行って払うお金がどんどん増えることによって、保険料は増えていきますので、その辺をどういうふう考えられているか。

国保ということではないのですけれども、将来的には保険料に関係してくるのかなというふうに考えていますので、その辺を例えば教育委員会のほうに話をさせていただいて、今後の対応に備えるとかというのを考えていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

【国保年金課長】 ご質問いただいた点につきまして、理解の範囲内でお答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援金につきまして、「今後、支援金が大きく増加することはないのではないか」とのご意見を頂戴いたしました。これに関しましては、先ほど配布いたしました資料4の2ページ、最後の項目において、「今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません」と明記されております。こちらが1点目のご説明となります。

次に、がんに関するご意見、ならびに医療費削減に関するご提案につきまして、誠にありがとうございます。本日は、これらのテーマに関する報告事項はございませんでしたが、保険者として医療費の削減は重要な課題であり、保険料の抑制のみならず、区民の皆様、被保険者の皆様の健康増進、ひいては命を守るという観点からも、極めて重要な取組であると認識しております。

この点につきましては、私ども区民部ではなく、主に健康部が中心となり、医師会の皆様と連携しながら、がん検診の推進に力を入れております。医師会の皆様からもご意見を頂戴しつつ、効果的な受診勧奨の方法について検討を重ねているところでございます。

また、若年層へのがん啓発につきましても、健康部において、若い世代にも関心を持ってもらえるよう工夫したパンフレットを作成し、中学生への配布も行っていると伺っております。

本日頂戴したご意見につきましては、真摯に受け止め、次回の第2回運営協議会においては、医療保険に関する保険者としての取組、すなわち医療費の増加を抑えるための努力についてもテーマの中で取り上げ、ご報告させていただきたいと考えております。

貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。次回2回目は大変重たいテーマを扱う形になりますので、ぜひ本
日ご出席の方は、必ずご出席、ご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

その他、何かございますでしょうか。

それではないようですので、本日の運営協議会はこれで閉会とさせていただきます。予定時間
よりも少し早めに終了できましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。

— 了 —